

国内競技規則 一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p>1～3-5 (略)</p> <p>3-6 認識されていない競技</p> <p>日本国内において、本規則に準拠することなく組織しまたは開催する自動車競技は、<u>認識されていない競技とみなされる。</u>なお、本規則に準拠しないこのような競技が公認された競技会に含まれているときは、この組織許可は無効となることがある。その場合オーガナイザーは競技参加者から受け取ったすべての参加料を返還しなければならない。</p> <p>3-7～4-12 (略)</p> <p>4-13 参加申込の開始</p> <p>オーガナイザーは、競技会の組織許可申請が受理された翌日から参加資格を有する競技参加者に参加申込を求め、受付かつ受理することができる。参加申込者は申込用紙に記入事項を記載署名をなし、参加料を要する場合は必ずこれを添えて締切前にオーガナイザーに提出する。</p>	<p>1～3-5 (略)</p> <p>3-6 非公認の競技および罰則</p> <p>日本国内において、本規則に準拠することなく組織しまたは開催する自動車競技は、<u>非公認競技とみなし、これに関係または参加するオーガナイザー、組織委員、競技参加者、競技運転者、競技役員または他の係員などすべての者に対し11-3の罰則が適用される場合がある。</u>なお、本規則に準拠しないこのような競技が公認された競技会に含まれているときは、この組織許可は無効となることがある。その場合オーガナイザーは競技参加者から受け取ったすべての参加料を返還しなければならない。</p> <p>3-7～4-12 (略)</p> <p>4-13 参加申込の開始</p> <p>オーガナイザーは、競技会の組織許可申請が受理された翌日から参加資格を有する競技参加者に参加申込を求め、受付かつ受理することができる。参加申込者は申込用紙に記入事項を記載署名をなし、参加料を要する場合は必ずこれを添えて締切前にオーガナイザーに提出する。</p> <p><u>日本国外で行われる競技に本連盟所属の競技参加者（本連盟に登録されかつ競技参加者許可証または競技運転者許可証を受けている者）が参加しよう</u></p>

<p>4-14 (略)</p> <p>4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 8-7の3)項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。</p> <p>「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような障がいがある場合は、この旨を一般社団法人日本自動車連盟（JAF）に申告し、障がい者に対する競技運転者許可証を交付されていないならば、競技に参加することはできないということを承知しております。」</p> <p>3) (略)</p> <p>4-16～8-4 (略)</p> <p>8-5 許可証の有効期限</p> <p>許可証は、各年度の12月31日まで効力を有する。<u>ただし、本連盟の規定により他の有効期限を定める許可証については、当該規則に基づく期限までとする。</u></p> <p>8-6～11-1 (略)</p>	<p><u>とする時は、申込書の提出前に本連盟の承認を得なければならない。</u></p> <p>4-14 (略)</p> <p>4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 8-7の3)項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。</p> <p>「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような<u>身体</u>の障がいがある場合は、この旨を一般社団法人日本自動車連盟（JAF）に申告し、<u>身体</u>障がい者に対する競技運転者許可証を交付されていないならば、競技に参加することはできないということを承知しております。」</p> <p>3) (略)</p> <p>4-16～8-4 (略)</p> <p>8-5 許可証の有効期限</p> <p>許可証は、各年度の12月31日まで効力を有する。</p> <p>8-6～11-1 (略)</p>
---	---

<p>(削除)</p> <p>11-<u>2</u>～14-4 (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日 本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2022年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>11-2 非公認競技会参加の罰則 (3-6 参照)</u></p> <p>11-<u>3</u>～14-4 (略)</p> <p>14-5 本規則の発効日 本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、<u>2020年9月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--